

広島市の障害者（児）の移動支援事業について

（令和5年4月 広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課）

移動支援事業は、単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする制度です。

お住まいの区の福祉課に申請し、受給者証の交付を受けた後、移動支援事業を行う事業者と契約して利用してください。

○ 対象となる方

①身体障害者（児）（身体障害者旅客運賃割引第1種身体障害者（肢体不自由）であって下肢に障害を有する方（上肢の障害のみを有する方及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能の障害のみを有する方を除く。））、②補装具として車いすの交付を受けた方、③視覚障害者（児）、④知的障害者（児）、⑤精神障害者（児）又は⑥医師の意見書で支援の必要があるとされた難病患者

※ ただし、次のサービスを利用できる場合は、原則としてそのサービスを優先して利用してください。

- <介護保険> ・訪問介護
- <障害福祉サービス> ・重度訪問介護
- ・通院等介助又は通院等乗降介助
- ・同行援護
- ・行動援護

○ 利用者負担

サービス費用の1割です。

ただし、次の利用者負担上限月額を月当たりの限度とします。

<障害者世帯>（18歳以上）

階層区分		サービス費用の1割	利用者負担上限月額
生活保護世帯		0円	
市民税非課税世帯			
市民税課税世帯	市民税所得割4万円未満	1時間あたり190円	1,500円
	市民税所得割4万円以上	又は290円（※）	9,300円

<障害児世帯>（18歳未満）

階層区分		サービス費用の1割	利用者負担上限月額
生活保護世帯		0円	
市民税非課税世帯			
市民税課税世帯	市民税所得割4万円未満	1時間あたり190円 又は290円（※）	1,500円
	市民税所得割4万円以上28万円未満		4,600円
	市民税所得割28万円以上		9,300円

※ サービス費用は、1時間あたり1,900円です。ただし、行動上の困難を有する知的・精神障害者（児）へのサービス費用は1時間あたり2,900円です。

○ 利用時間

支援に必要と認められる時間となります。ただし、月80時間を上限とします。

※ 障害福祉サービスの行動援護若しくは同行援護又は社会参加支援ガイドヘルパーの派遣を併せて利用する場合は、合計で月80時間を上限とします。

○ サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出です(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出等は除きます。)

※ 通学・通所のための外出については、保護者の疾病・就労等により支援が得られない場合や、人工呼吸器装着者などで常時支援が必要な医療的ケア児である場合は、移動支援を利用することができます。

また、短期入所中においては、日中の支援が含まれない短期入所の場合、又は施設からの通学・通所時の場合に移動支援を利用することができます。

なお、通学・通所のための利用には区役所の福祉課への申請が必要です。

※ 障害児については、①その年齢の子どもが一般的に一人で外出できる場所への移動の支援、②障害の特性により、保護者のみではその子どもを目的地へ連れて行くことが困難な場合に、保護者の付添いに合わせてヘルパーが行う移動の支援、③その他市長が適当と認めた場合(ひとり親世帯の通園利用など)について、利用が可能です。

○ 具体的な支援について

1 移動支援の対象となる支援

外出における以下の支援

区分	内容
外出の準備に伴う支援	健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等
移動に伴う支援	車への乗降介助、交通機関の利用補助等
外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援	代読、代筆等
外出先での必要な支援	・排せつ介助、食事介助(※ヘルパーが自分の食事をしていて支援をしていない時間は対象外)、更衣介助、姿勢保持等 ・官公署での諸手続、日用品の買物、チケット購入の支援等
外出から帰宅した直後の対応支援	更衣介助、荷物整理等

2 移動支援の対象とならない活動

通勤、営業活動等経済活動に係る外出、公序良俗に反する外出や社会通念上適当でない外出は対象となりません。

また、1の表に掲げる支援でも、内容によっては、本事業の対象とならない場合があります。

※ 具体的な内容については、3ページの「事例集<移動支援の対象とならない活動>」をご覧ください。

○ サービスの起点又は終点について

サービスの起点又は終点が居宅又は学校以外の場合は、移動支援の対象外としていましたが、平成26年4月から、①特定の場所(利用者が希望する任意の場所)と自宅の間であれば、障害者が自力で安全に移動が可能な場合、②特定の場所において、保護者等と事業者の間で安全に利用者の引継ぎが可能な場合(保護者の勤務先や通勤途上のバス停等)については、特定の場所からサービスを開始し、特定の場所でサービスを終了するような支援も対象とします。

なお、学校を起点又は終点とする利用に当たっては、登下校時における児童・生徒の安全確保のため、保護者、学校及び移動支援事業者において「確認書」を作成し、移動支援の利用内容について、相互に確認していただくことになっています。

外出中に必要な支援は利用者ごとに異なるため、事業者において、上記の内容に沿って、個々の必要性を踏まえた支援計画を立てた上で、利用していただくこととなります。

ご不明な点は市役所障害自立支援課又はお住まいの区の区役所福祉課にお問い合わせください。

事例集＜移動支援の対象とならない活動＞

1 病院での診療中の時間

※ 医療保険での対応となるため、対象となりません。

ただし、コミュニケーションに支障がある場合や行動障害がある場合で、院内スタッフによる対応が困難であり、ヘルパーによる支援がなければ、診療に支障を来す場合については、特例的に、対象となります。

2 支援を行っていない場合（ヘルパーが利用者に付添っていない場合や付添っていても支援を行っていない場合、支援を行える状況にない場合など）

区分	事例
ヘルパーが利用者に付添っていない場合	映画やコンサートの鑑賞に係る外出において、ヘルパーが施設内に同行していない場合
	利用者が理髪店で散髪中の時間等で、ヘルパーが待合等で待機している場合
ヘルパーが利用者に付添っていても支援を行っていない場合	映画やコンサートの鑑賞、趣味やカラオケなどの娯楽に係る外出、病院での待ち時間についても、具体的な支援の内容（例：座位保持、水分補給、情緒安定のための声掛けやボディータッチ、カラオケの歌詞の読み上げや機器操作の補助）を支援計画に位置付けた上で、サービスを利用することができます。 ただし、上記のような支援を行っていない場合は対象となりません。
ヘルパーが利用者に付添っていても支援を行える状況にない場合	ヘルパーが自ら運転して自動車等で移動する場合
	※ なお、事業者やヘルパーが自己の車両をサービス提供に用いる場合には、道路運送法を遵守して行う必要があります。 ヘルパーが利用者と自転車で並走する場合

3 主催者が支援を行うべきものである場合（通学している学校や利用中の施設における行事（遠足、修学旅行等）や有料の教室事業など）

※ 有料の教室事業については、平成 26 年 4 月から、利用者の障害特性により支援に専門的な技能や知識が必要となる場合で、主催者による対応が困難な場合は対象とします。

利用に際しては、利用者、有料教室事業主催者及び移動支援事業者で移動支援事業者が行う支援（有料教室事業主催者による対応が困難な支援）を明確にした上で、三者により利用計画書を作成していただくこととなります。

※ 利用者が光熱水費等の実費程度のみを徴収する教室事業に参加中の時間で、支援を行っている場合は、これまでどおり対象となります。

4 外出の主たる目的地を事業所として「預かり行為」等を行う場合

※ 移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、対象となりません。

5 単独での外出が困難な理由が障害に起因するものではない場合

※ 例えば、幼児・児童であれば単独で外出できる範囲は限られます。

6 散歩、散策等目的地を定めない外出

※ 近所の公園等目的地を定めた外出であれば、散歩、散策等も対象となります。